

フォールアレストシステム・ ワークポジショニングシステム に関するISO規格等について

厚生労働省安全衛生部安全課
建設安全対策室

ISO規格

- ISO10333-1:2000, Personal-fall arrest systems-Part1: Full-body harnessでは、胴ベルトやチェストハーネスをフォールアレストシステムに使用することは安全とは認められないとしている。ISOではフォールアレストシステムの身体保持具として規格があるのはフルボディーハーネスのみである。
- フォールアレストシステムとして許容される捕捉時に着用者にかかる衝撃荷重は6 KN以下と規定されている(ISO10333-1,6)。また、フォールアレストシステムにはショックアブソーバーまたはエネルギー吸収機構が必須(ISO10333-6)であり、その衝撃吸収性能についても規定(ISO10333-2)されている。
- ISO10333-1では、腰の両側にワークポジショニング用のアタッチメントを取り付けたタイプのフルボディーハーネスについて規定している（当該アタッチメントはフォールアレストシステムに使用してはならないとしている）。一方で、ISOではワークポジショニングシステムのための特別な規格は制定されていない。

EN規格

- EN 363:2008, Personal fall protection equipment- Personal fall protection systemsでは、フルボディーハーネスのみをフォールアレストシステムの身体保持具として認めている。
- フォールアレストシステムとして許容される捕捉時に着用者にかかる衝撃荷重は6 KN以下と規定されている。また、フォールアレストシステムにはエネルギー吸収機構が必須としている。
- ワークポジショニングシステム及びレストレイントシステムのためのベルト、ワークポジショニングのランヤードに関する規格(EN 358:2000, Personal protective equipment for work positioning and prevention of falls from a height- Belts for work positioning and restraint and work positioning lanyards)が制定されているが、EN 363:2008ではワークポジショニングシステムの身体保持具として胴ベルトは望ましくないとしている。